

収蔵資料紹介 考古部門

銅印 「南宅政印」(みなみのやけのまんどころいん)

材質 青銅

製作年代 8～9世紀

出土地 筑西市古郡(新治郡衙跡)

法量 印面 縦4.4cm, 横4.2cm,  
高さ5.5cm, 重量174.1g

銅印は、律令国家が大宝元年(701)に大きさや書体などを定めた規定により作られ始めたもので、内印(天皇御璽)、外印(太政官印)、諸司印、諸国印などの官印と、地方の軍団印、郡印、神社印、寺院印などの公印があります。このほか、形や書体が自由に製作された私印があり、印文の中に人名の一字を入れて使われていました。県内では10例の銅印の存在が知られており、その多くは平安時代に製作されたものです。

この銅印の印文は、「南宅」が「みなみのやけ」、「政」が政所(まんどころ)の略と考えると、「みなみのやけのまんどころいん」と読むことができます。これは役所内の南部建物に政所が置かれていたことを示しています。政所は財政の事務をあつかう重要な機関ですから、公印である郡印に次ぐ準公印であったと思われます。

銅印が出土した所は、筑西市古郡に所在する古郡遺跡(ふるごうりいせき)です。古郡遺跡は新治廃寺に隣接して営まれた新治郡の正倉跡で、国指定史跡となっています。かつて藤田清氏が「日本後記」の新治郡不動倉災焼の記事に注目し、高井悌三郎氏と共同で調査を行い、考古学史上重要な遺跡としても注目されています。



銅印 「南宅政印」(みなみのやけのまんどころいん)